斜里町公告第２号

公　　　　　　　　告

　このたび斜里町の一部を受益地域とする土地改良（川上大栄第２地区（区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第８５条第５項において準用する法第５条第３項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第８５条第６項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

　また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第８５条第７項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

　　　　令和７年１月９日

　　　　　　　　　　　　申請人　 斜里町字美咲20番地　羽田野　達也

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　斜里町字中斜里61番地5　澤田　義一

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　斜里町字川上150番地　川村　龍治

１　縦覧について

（１）関係書類の名称

　　土地改良事業計画概要書

（２）縦覧期間

　　　令和７年１月９日から令和７年１月２９日まで

（３）縦覧場所

　　斜里町産業部農務課　事務室

　 斜里町のウェブサイト

２　意見書の提出方法等について

（１）意見書の提出先

　　sh.noukai@town.shari.hokkaido.jp

（２）意見書の提出期限

　　　　令和７年１月２９日（必着）

（３）意見書の提出上の注意

ア　意見書の様式は任意ですが、 提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人　　　　　にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

　　イ　提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には　　　回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ　電話での意見はお受けできません。

エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、斜里町産業部農務課までお問い合わせください。

　この度、川上大栄第２地区道営土地改良事業（区画整理）の施行を申請することにあたり、申請人から、当町のウェブサイトにおいて土地改良法（昭和24年法律第195号）第８５条第６項の規定に基づく公告の内容を公衆の閲覧に供し、当該事業の計画の概要について縦覧に供するよう依頼があったことから、令和７年１月９日から令和７年１月２９日まで以下のとおり掲載します。

　　令和７年１月９日付け公告の内容（91KB）

　　土地改良事業計画概要書（143KB）

　　概要図（258KB）